

船橋市成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

船 橋 市

目 次

第1章 船橋市成年後見制度利用促進基本計画について

1 計画策定の意義	1
用語解説.....	2
2 計画の位置づけ	4
（１）法と国の基本計画との関係.....	4
（２）市その他計画との関係	4
3 計画の期間.....	5

第2章 状況と課題の整理

1 船橋市の状況	6
（１）高齢者の状況	6
（２）知的障害者・精神障害者の状況	13
（３）権利擁護支援の状況	18
2 船橋市の課題.....	29

第3章 船橋市の基本方針と施策の展開

1 計画の基本理念・基本目標	31
1-1 計画の基本理念.....	31
1-2 計画の基本目標.....	31
2 実現に向けた具体的な取り組み.....	32
2-1 課題の解決に向けた取り組み.....	32
2-2 施策内容.....	34
2-3 船橋市が取り組む段階的な整備について.....	48
3 計画の評価及び進行管理.....	49

第4章 資料編

1 船橋市の相談機関.....	50
2 船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱.....	53
3 船橋市権利擁護支援等推進協議会委員名簿.....	55

第1章 船橋市成年後見制度利用促進基本計画について

1 計画策定の意義

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害により判断能力が十分でない人の権利を守り、その人が望む生活や財産を法律的に保護するための制度です。

社会の高齢化が進み、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で日常生活を送り続けるためには、社会全体で支えあうことが喫緊の課題となっています。成年後見制度はそのための重要な手段ですが、まだ十分に利用されていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、成年被後見人等の基本的人権が尊重された生活が保障されること、成年被後見人等の意思決定支援と身上保護が適切に行われることを理念とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)が平成28年5月に施行されました。

平成29年3月に閣議決定された国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」という。)においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、意思決定支援・身上保護の側面を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とし、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と安心して成年後見制度を利用できる環境の整備について求めています。この基本計画が目指しているものは、地域における権利擁護支援の促進であり、計画のタイトルにもなっている成年後見制度はそのツールの1つです。

船橋市においても、認知症高齢者や障害者、生活困窮者など、権利擁護を必要としている人はたくさんいます。認知症や障害は誰もがなりうるものであることから、すべての市民が、本人の意思や尊厳を尊重され、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりが必要です。船橋市成年後見制度利用促進基本計画では、支援を望む人に手を差し伸べられるように、そしてすべての市民に、支援を必要とする人を支える役割を担ってもらえるような地域づくりを目指し、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の体制整備を行っていきます。

用語解説

ここでは、この計画に登場する用語や制度について説明します。

権利擁護・権利擁護支援

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が十分でない人たちの生活・権利を守るために自ら主張できるように支援すること。

成年後見制度

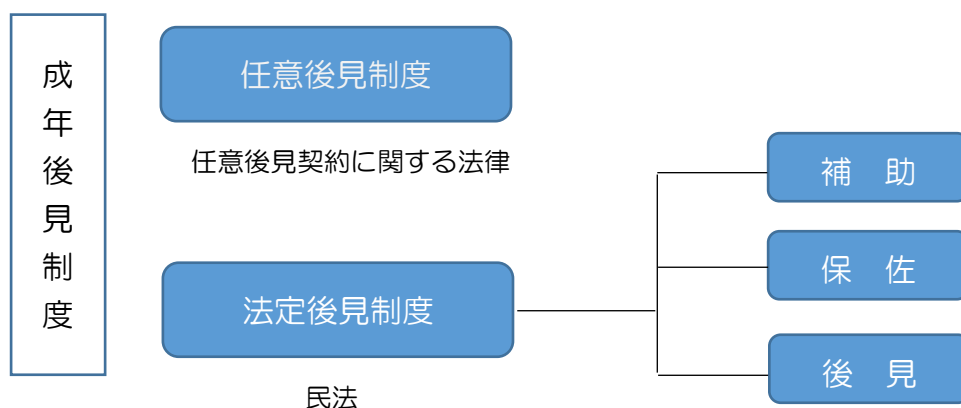
成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、生活を支援し財産を法律的に保護する制度で、ノーマライゼーション※¹と自己決定権の尊重※²を理念としています。成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

法定後見制度

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」の3つの類型があります。



身上保護

本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮して、居住、医療、介護等、契約行為の履行が適切に行われているか、財産管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきことをいいます。

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないために適切なサービスの提供を受けられない人たちに対して、各種サービスを契約に基づいて提供し、自立した地域生活を送ることができるように支援するサービスです。福祉サービス利用の援助や金銭管理、財産保全サービスを行います。実施主体は社会福祉協議会で、船橋市では『ふなばし高齢者等権利擁護センター「通称 ばれっと」』という名称で事業を展開しています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行と国の基本計画

平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、この法律に基づき平成 29 年「成年後見制度利用促進基本計画」が施行されました。法では成年後見制度の利用の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを定めており、基本計画では成年後見制度の利用促進や権利擁護支援を必要とする人が必要な制度を適切に利用することが出来るような支援体制やネットワークの構築を掲げています。

地域連携ネットワークと中核機関

権利擁護における様々な課題に対し、支援や相談等、社会全体で支えあう仕組みづくりのため、司法・医療・福祉が連携をする仕組みのことを地域連携ネットワークといいます。この計画における中核機関とは地域連携ネットワークの中核を担う機関のことを指します。

※1 ノーマライゼーション・・・障害の有無に関わらず、一人の人間として平等に暮らすための社会づくりを進めるという考え方。

※2 自己決定権の尊重・・・障害者の権利に関する条約第 1 2 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

2 計画の位置づけ

(1) 法と国の基本計画との関係

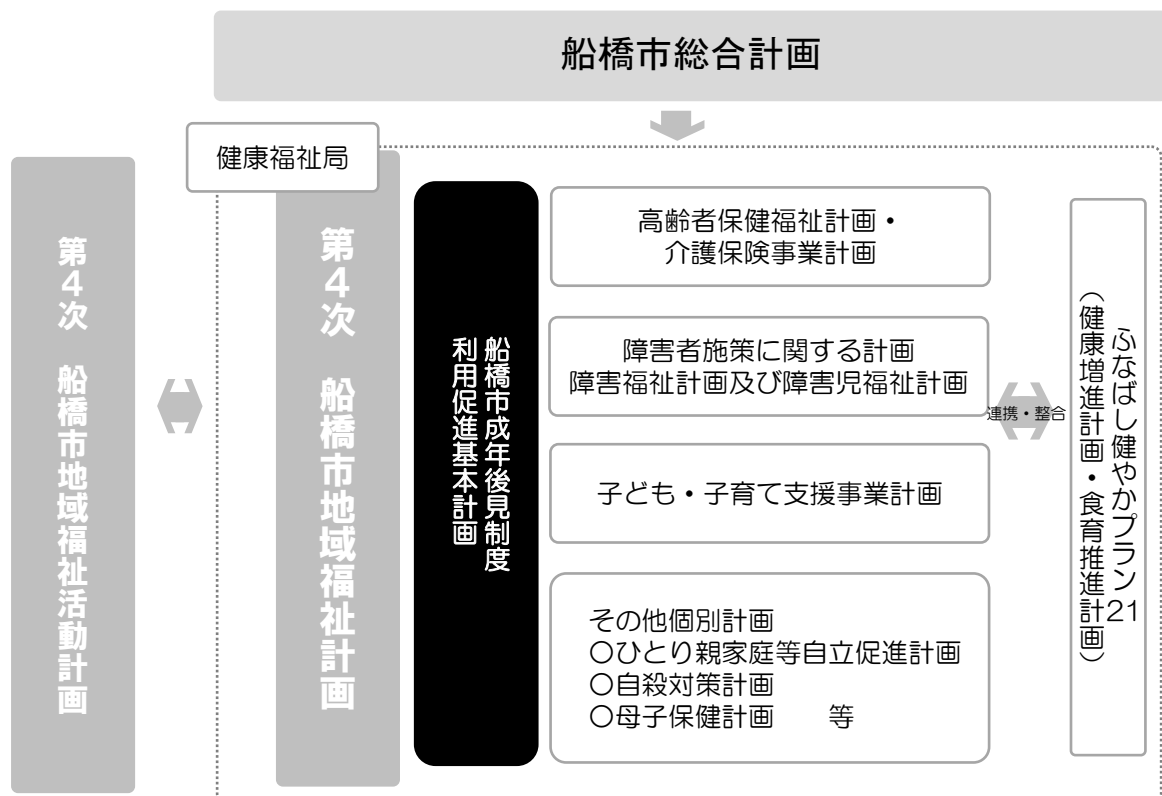
「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく市町村が定める基本的な計画です。

法第14条では、市町村は国が定める基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

国の基本計画においては、市町村は地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的な整備に向け、市町村計画を定めるよう努めるものとされています。

(2) 市の他計画との関係

本計画は「第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」及び「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を踏まえるとともに、令和4年度が計画始期である「第3次総合計画」及び「第4次地域福祉計画」、「第4次障害者施策に関する計画」との整合性を図ります。



3 計画の期間

計画の期間は、第4次地域福祉計画と一体的に取り組んでいく必要があることから、令和4年度（2022年度）を初年度とし令和8年度（2026年度）を目標年度とする5か年とします。

(年度)										
令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
第2次総合計画			第3次総合計画							
第3次地域福祉計画			第4次地域福祉計画					第5次地域福祉計画		
			成年後見制度利用促進基本計画					第2次成年後見制度利用促進基本計画		
第8次高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画		第9次高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			第10次高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画			第11次高齢者保健福祉計画・ 第10期介護保険事業計画		
第3次障害者施策に関する計画			第4次障害者施策に関する計画					第5次障害者施策に関する計画		
第5期障害福祉計画及び 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画及び 第4期障害児福祉計画		
ふなばし健やかプラン21(第2次)						ふなばし健やかプラン21(第3次)				

第2章 状況と課題の整理

1 船橋市の状況

(1) 高齢者の状況

①人口構造（単位：人）

人 口（人）		男 性	女 性	総 数	構成比%		
総数		321,476	322,706	644,182	100.0%		
0～39 歳		136,354	127,947	264,301	41.0%		
40～64 歳		116,850	108,402	225,252	35.0%		
高齢者人口(65 歳以上)		68,272	86,357	154,629	24.0%		
	65～74 歳(前期高齢者)		34,010	38,673	72,683	11.3%	
		65～69 歳	15,589	17,057	32,646	5.1%	
		70～74 歳	18,421	21,616	40,037	6.2%	
	75 歳以上(後期高齢者)		34,262	47,684	81,946	12.7%	
		75～79 歳	15,252	19,287	34,539	5.4%	
		80～84 歳	11,076	14,287	25,363	3.9%	
		85 歳以上	7,934	14,110	22,044	3.4%	
			85～89 歳	5,825	8,876	14,701	2.3%
			90～94 歳	1,739	3,844	5,583	0.9%
			95 歳以上	370	1,390	1,760	0.3%

※住民基本台帳（令和2年10月1日時点）によります。（外国人含む）

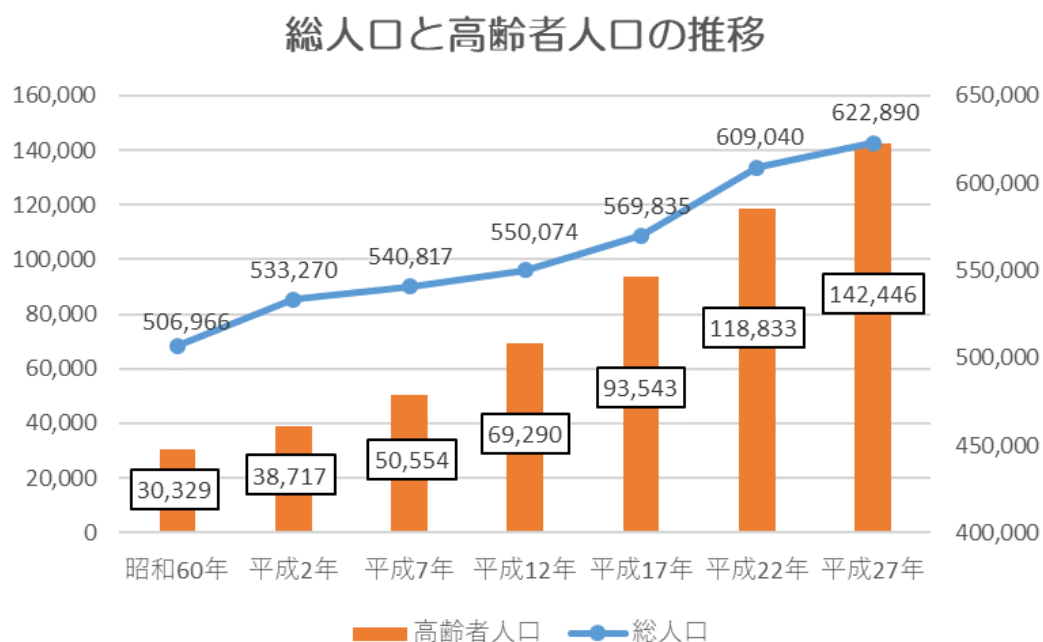
※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

②総人口と高齢者人口の推移（単位：人）

人口(人)	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	506,966	533,270	540,817	550,074	569,835	609,040	622,890
40～64歳	154,808	186,590	195,095	192,299	192,258	201,282	209,031
高齢者人口	30,329	38,717	50,554	69,290	93,543	118,833	142,446
65～74歳	20,000	24,040	32,317	45,476	60,192	72,484	79,383
75歳以上	10,329	14,677	18,237	23,814	33,351	46,349	63,063
総人口に対する比率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
40～64歳	30.5%	35.0%	36.1%	35.0%	33.7%	33.0%	33.6%
高齢者人口	6.0%	7.3%	9.3%	12.6%	16.4%	19.5%	22.9%
65～74歳	3.9%	4.5%	6.0%	8.3%	10.6%	11.9%	12.7%
75歳以上	2.0%	2.8%	3.4%	4.3%	5.9%	7.6%	10.1%

※国勢調査結果（各年 10 月 1 日時点）によります。

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。



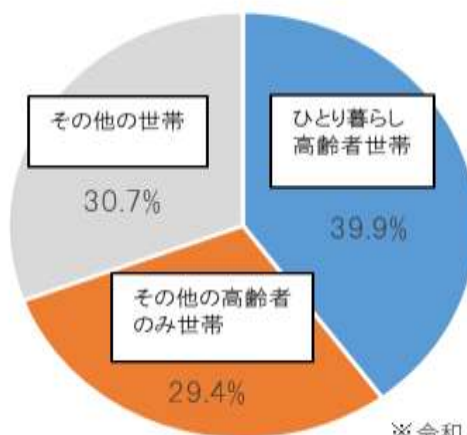
③世帯構成（単位：世帯）

世帯数(世帯)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者のいる総世帯数	99,771	102,227	104,233	105,981	107,194	108,496
高齢者のみの世帯	64,418	67,193	69,549	71,733	73,461	75,222
ひとり暮らし高齢者世帯	35,212	37,066	38,633	40,272	41,703	43,282
その他の高齢者のみ世帯	29,206	30,127	30,916	31,461	31,758	31,940
その他の世帯	35,353	35,034	34,684	34,248	33,733	33,274
高齢者のいる総世帯数に対する比率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者のみの世帯	64.6%	65.7%	66.7%	67.7%	68.5%	69.3%
ひとり暮らし高齢者世帯	35.3%	36.3%	37.1%	38.0%	38.9%	39.9%
その他の高齢者のみ世帯	29.3%	29.5%	29.7%	29.7%	29.6%	29.4%
その他の世帯	35.4%	34.3%	33.3%	32.3%	31.5%	30.7%

※住民基本台帳（各年10月1日時点）によります。（外国人を含む）

※端数処理のため各項の和と合計値が合わない場合があります。

船橋市の高齢者がいる世帯の構成



※令和2年10月1日時点

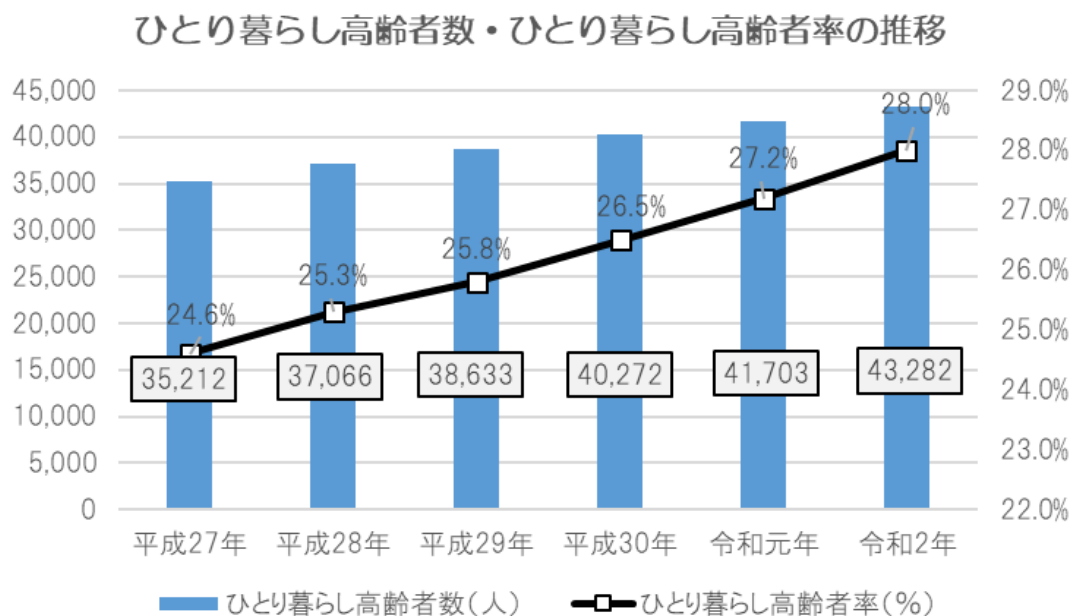
高齢者のいる世帯では、半数以上が高齢者のみで生活しています。また、その割合も増加してきています。このことは、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者への支援が喫緊の課題であることを示しています。

④ひとり暮らし高齢者数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者人口（人）	143,197	146,682	149,601	151,822	153,266	154,629
ひとり暮らし高齢者数（人）	35,212	37,066	38,633	40,272	41,703	43,282
ひとり暮らし高齢者率（％）	24.6％	25.3％	25.8％	26.5％	27.2％	28.0％

※住民基本台帳より作成（各年10月1日時点）しています。

※ひとり暮らし高齢者率の値は、四捨五入した値を表記しています。

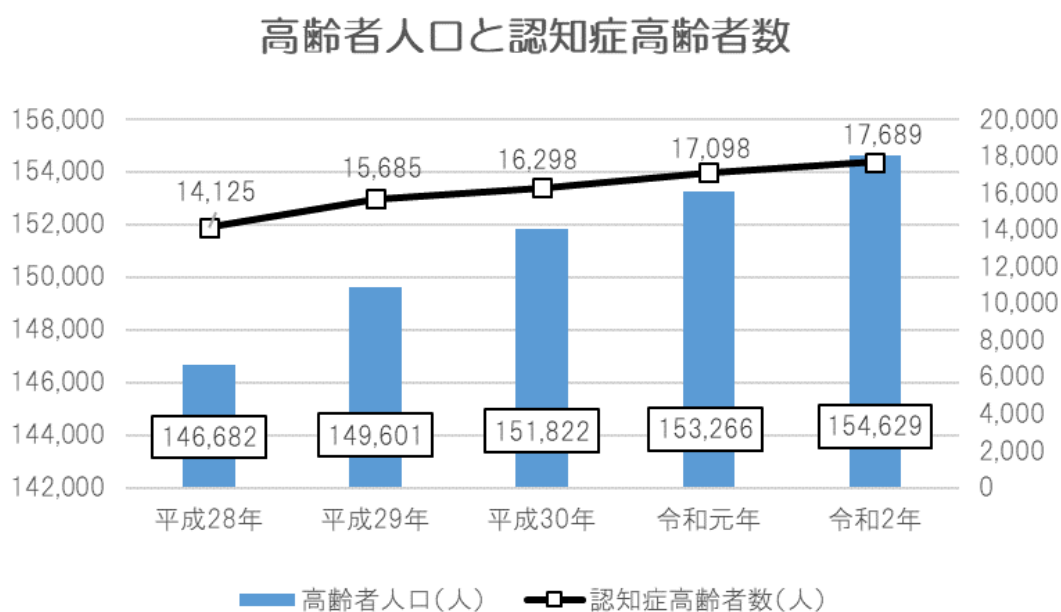


ひとり暮らしの高齢者数やその割合が増加する見込みです。身体機能や判断能力が低下した際には、地域で孤立し必要な支援へとつながらない場合も想定されます。消費者被害や孤独死など、様々な問題が懸念されます。

⑤高齢者人口と認知症高齢者数

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
高齢者人口（人）	146,682	149,601	151,822	153,266	154,629
認知症高齢者数(人)	14,125	15,685	16,298	17,098	17,689
認知症高齢者の割合（％）	9.6%	10.5%	10.7%	11.2%	11.4%

※認知症高齢者数・・・介護保険の認定者のうち、認知症日常生活自立度Ⅱ以上
 ※住民基本台帳より作成（各年10月1日時点）しています。
 ※認知症高齢者の割合の値は、四捨五入した値を表記しています。



高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数も増加しています。そして、高齢者全体数に占める認知症高齢者の割合も増加傾向にあります。認知症により判断能力が低下した場合には、本人の権利を守るための支援が必要になります。

⑥地域包括支援センターにおける権利擁護（成年後見制度）の相談件数について（単位：件）

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実人数	302	388	418	449	494
延べ件数	1,193	1,736	2,127	2,762	3,455

高齢者の増加に比例して、権利擁護の相談件数も増えてきています。相談内容は高齢者が居住している地区によって差があり、また、必ずしも成年後見制度の相談から入るとは限りません。認知症や生活困窮、消費者被害、虐待など、様々な問題が複雑に絡み合っていることも少なくありません。

※地域包括支援センターでは、多種多様な相談を受け付けていますが、上記の延べ件数の内容は成年後見、権利擁護について限定したものを計上しています。上記には含まれていませんが、地域包括支援センターとして他の相談として対応したケースの中で、権利擁護の要素が含まれるものもあります。

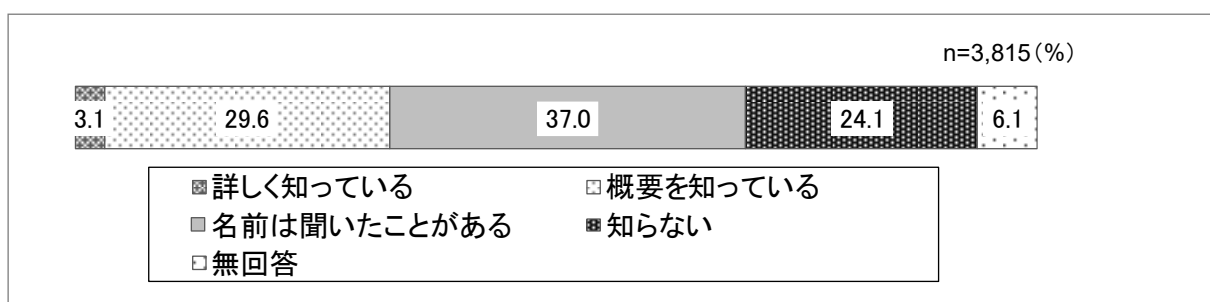
⑦船橋市高齢者生活実態把握調査の結果（令和2年3月の調査）

＜「船橋市高齢者生活実態調査報告書」のp79より抜粋＞

問12（4）成年後見制度についておうかがいします

① あなたは「成年後見制度」について知っていますか（〇は1つ）

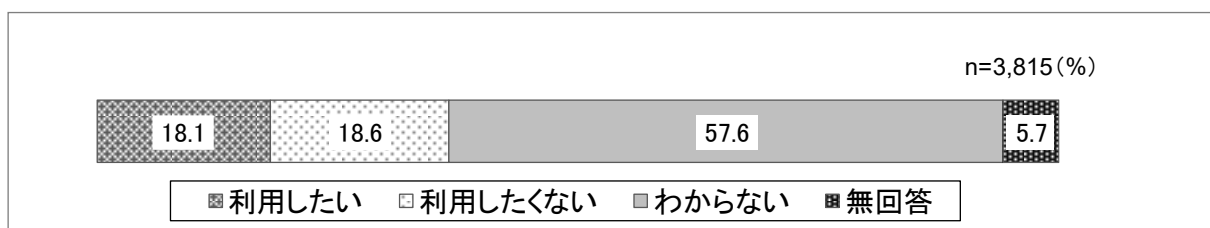
「成年後見制度」の認知については、「名前は聞いたことがある」が37.0%と最も高く、次いで「概要を知っている」が29.6%、「知らない」が24.1%となっている。



※nは有効回答数です。

② 将来、あなたの判断能力に不安が生じた時、成年後見制度を利用したいと思いますか（〇は1つ）

将来、判断能力に不安が生じた時、成年後見制度を利用したいと思うかについては、「わからない」が57.6%と最も高く、次いで「利用したくない」が18.6%、「利用したい」が18.1%となっている。



※nは有効回答数です。

成年後見制度を「知らない」「名前だけは聞いたことがある」が合わせて61.1%で、成年後見制度の認知度は高くありません。また、「利用したい」18.1%に対し、「利用したくない」は18.6%で上回っています。

(2) 知的障害者・精神障害者の状況

①知的障害者（療育手帳所持者）数（単位：人）※各年3月末時点

区分	程度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
知的障害者	重度	993	1,024	1,060	1,084	1,115
	中度	493	531	549	573	595
	軽度	656	689	733	759	793
	合計	2,142	2,244	2,342	2,416	2,503
知的障害児	重度	317	332	331	365	391
	中度	245	252	266	288	287
	軽度	516	546	534	502	517
	合計	1,078	1,130	1,131	1,155	1,195

※重度はAの1、Aの2です。上記の重度の数には最重度（㊟の1、㊟の2）を含みます。

※中度はBの1、軽度はBの2です。

②精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数（単位：人）

※各年3月末時点

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
1級	530	560	576	583	662
2級	2,413	2,596	2,877	3,108	3,299
3級	1,093	1,224	1,406	1,686	1,828
合計	4,036	4,380	4,859	5,377	5,789

③知的障害者（療育手帳所持者）数及び精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数の年齢別内訳（単位：人）※各年3月末時点

		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
知的障害者	0～17歳	1,078	1,130	1,131	1,155	1,195
	18～64歳	2,050	2,146	2,236	2,299	2,381
	65歳以上	92	98	106	117	122
精神障害者	0～17歳	74	98	117	149	163
	18～64歳	3,446	3,730	4,159	4,601	4,899
	65歳以上	516	552	583	627	727

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



障害部門においては、船橋市自立支援協議会の提言を受け、平成 23 年 7 月に「障害者成年後見支援センター」を設置し、障害者や家族等からの成年後見制度の利用に係る相談等を受けています。

④障害者成年後見支援センター延べ相談件数（単位：件）

※相談件数は、障害種別及び相談内容共に、相談対応を行った回数を計上しているもので、実人数ではありません。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害種別	知的	2,371	3,061	3,633	5,644	4,966
	精神	942	1,186	2,301	2,258	1,623
	その他	224	512	419	556	806
	合計	3,537	4,759	6,353	8,458	7,395

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談内容	申立	196	212	210	122	155
	受任	116	145	128	60	119
	その他	3,339	4,565	6,411	8,461	7,438

④表の「相談内容」については、当該制度利用に関する「申立」と、当該制度における「受任」に関する相談に分けられます。

また「その他」については、後見人の実務における制度や身上保護（生活全般を含む）に係る相談、当該制度以外の障害福祉サービス等にかかる相談を計上しています。

全体の傾向として「申立」や「受任」に関する相談は年度により増減が見受けられますが、「その他」の相談は法人後見の受任数の影響を受けるため、増加傾向が顕著となっています。

⑤障害者（児）総合相談窓口における権利擁護の延べ相談件数（単位：件）

※相談対応を行った件数を計上しており、実人数ではありません。

（単位：件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談内容延件数	38,840	52,413	73,228	95,085	125,944
うち権利擁護相談	1,661	1,666	1,395	2,009	2,756

権利擁護相談の内容による内訳は、障害者虐待、差別、成年後見、触法・非行、その他の苦情・トラブル等、多岐に渡ります。

⑥船橋市障害福祉施策に関する意識調査の結果
(平成29年8月～9月の調査)

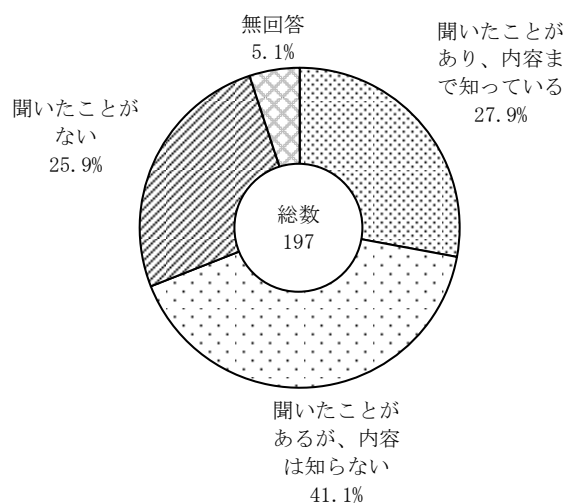
＜「船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書」より抜粋＞

知的障害者調査 p173

問 46 あなたは、成年後見制度を知っていますか。(どれか1つに○)

「聞いたことがあるが、内容は知らない」が41.1%、「聞いたことがあり、内容まで知っている」が27.9%、「聞いたことがない」が25.9%となっています。

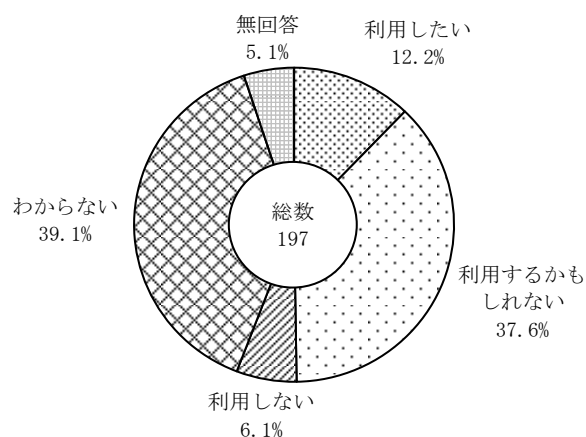
図表 2-88 成年後見制度の認知状況



問 47 成年後見制度の利用についてどう考えますか。(どれか1つに○)

「わからない」が39.1%、「利用するかもしれない」が37.6%、「利用したい」が12.2%、「利用しない」が6.1%となっています。

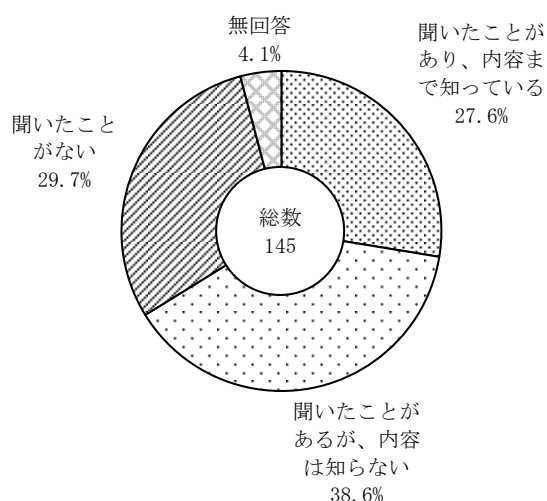
図表 2-89 成年後見制度の利用意向



問 45 あなたは、成年後見制度を知っていますか。（どれか1つに○）

「聞いたことがあるが、内容は知らない」が38.6%、「聞いたことがない」が29.7%、「聞いたことがあり、内容まで知っている」が27.6%となっています。

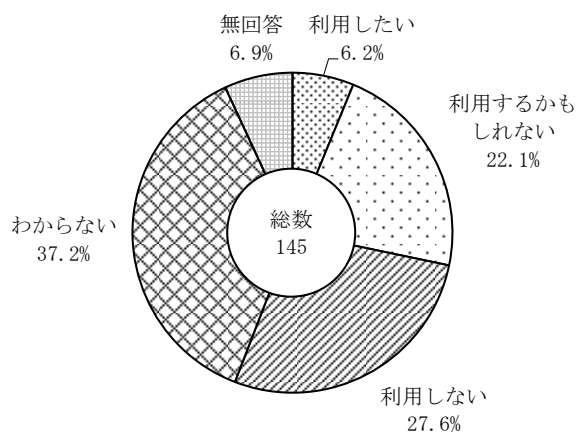
図表 3-83 成年後見制度の認知状況



問 46 成年後見制度の利用についてどう考えますか。（どれか1つに○）

「わからない」が37.2%、「利用しない」が27.6%、「利用するかもしれない」が22.1%、「利用したい」が6.2%となっています。

図表 3-84 成年後見制度の利用意向



成年後見制度の内容まで知っている回答者は、知的障害者で27.9%、精神障害者で27.6%となっており、十分とは言えません。

（３）権利擁護支援の状況

＜成年後見制度＞

成年後見制度は、権利擁護支援の重要なツールの１つです。

① 成年後見制度市長申立の件数（単位：件）

市町村長は、認知症高齢者（65 歳以上）又は、知的障害者、精神障害者について、その福祉を図るために特に必要があると認められるときには、法定後見開始の申立をすることができます。成年後見制度が必要にも関わらず、身寄りがいない等の理由で申立ができない人については、市長が代わって申立を行います。身寄りがいない、虐待を受けている、消費者被害にあった等、市長申立が必要な人が抱えている課題は様々です。成年後見制度の需要の高まりに比例して市長申立件数も増加傾向にあります。

対象者	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認知症高齢者 （申立件数）	23	21	43	42	43
知的障害者 （申立件数）	2	3	2	1	1
精神障害者 （申立件数）	2	5	1	2	2

② 成年後見制度利用支援事業の利用件数（単位：件）

成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度の利用が必要な人に対して、市長が代わって申立を行う市長申立と、成年被後見人等で後見人等に対する報酬の支払いが困難な低所得者に対し、報酬助成を行う事業のことで、各市町村がそれぞれの状況に応じて実施しています。生活が困窮している人など、後見制度を受けるうえで必要となる費用の負担が困難である人に対し、後見人等へ報酬の助成を行うことで、成年後見制度の利用促進を図っています。成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度を利用しやすくするための有効な手段の1つです。下記の表は後見人報酬の助成件数と申立の際に必要な医師の診断書の助成件数について表したものです。

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
高齢者	後見人報酬 助成件数	65	64	83	85	88
	医師診断書 料助成件数	0	2	2	4	0
知的 障害	後見人報酬 助成件数	5	12	16	18	18
	医師診断書 料助成件数	0	0	0	0	0
精神 障害	後見人報酬 助成件数	16	16	18	22	21
	医師診断書 料助成件数	0	0	0	0	0

③新規の成年後見等申立者件数（本人住所地が船橋市にあるもの）
（単位：件）

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
後見開始	65 歳以上	96	114	125	120	133
	65 歳未満	17	24	9	18	23
保佐開始	65 歳以上	24	27	29	24	40
	65 歳未満	14	11	8	6	18
補助開始	65 歳以上	2	1	5	5	8
	65 歳未満	1	0	0	3	2
任意後見 監督人選任	65 歳以上	3	2	2	3	2
	65 歳未満	0	0	0	0	0

※千葉家庭裁判所の自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同、訂正が生じることがあります。

※各年の1月1日から12月31日までに申立てのあった、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち、調査日（平成 28 年～令和元年のデータについては令和2年8月20日、令和2年のデータについては令和3年6月30日）現在、本人の住所地が船橋市であるものを対象としています。「65歳以上」及び「65歳未満」の項目は、各年の12月31日時点での本人の年齢を基準にしています。

④終局区分について（本人住所地が船橋市にあるもの）（単位：件）

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
後見開始	認容	106	140	122	144	146
	その他	3	7	3	3	3
保佐開始	認容	43	37	34	27	53
	その他	0	5	0	1	1
補助開始	認容	0	1	2	10	9
	その他	0	0	0	0	0
監督人選任 任意後見	認容	2	1	3	2	3
	その他	2	0	0	0	0

※終局区分とは、申立ののちに審判結果（最終結果）がどのようなになったかの区分です。「認容」、「却下」、「その他」の区分があります。

※「その他」には、取下げや本人の死亡等の理由による当然終了が含まれます。

※千葉家庭裁判所の自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同、訂正が生じることがあります。

※各年の1月から12月までに終局した事件のうち、調査日（平成28年～令和元年のデータについては令和2年8月20日、令和2年のデータについては令和3年6月30日）現在、本人の住所地が船橋市であるものを対象としています。

⑤新規の成年後見等申立理由（千葉家庭裁判所市川出張所圏域（浦安市、市川市、船橋市）のもの）（単位：件）

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
預貯金等の管理・ 解約	件数	266	319	296	316	358
	割合	54%	48%	48%	45%	41%
保険金受取	件数	12	19	24	28	47
	割合	2%	3%	4%	4%	5%
不動産の処分	件数	56	78	63	70	88
	割合	11%	12%	10%	10%	10%
相続手続	件数	40	51	39	56	47
	割合	8%	8%	6%	8%	5%
訴訟手続等	件数	8	8	11	13	14
	割合	2%	1%	2%	2%	2%
介護保険契約	件数	10	29	31	53	82
	割合	2%	4%	5%	8%	9%
身上監護	件数	88	128	136	132	197
	割合	18%	19%	22%	19%	23%
その他	件数	15	30	21	36	33
	割合	3%	5%	3%	5%	4%

※申立理由の項目は千葉家庭裁判所の申立書（選択式）の内容と同一です。

※千葉家庭裁判所の自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同、訂正が生じることがあります。

※各年の1月1日から12月31日までに終局した、千葉家庭裁判所市川出張所の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件を対象としています。

※1件の終局事件に主な申立ての動機が複数該当する場合があるため、本表の総数は、終局事件総数とは一致しません。

※表中の下段の数値は、全体に対する割合です。小数点以下第一位を四捨五入したものであるため、割合の合計が100とならない場合があります。

⑥本人と申立人の関係について（千葉家庭裁判所市川出張所圏域（浦安市、市川市、船橋市）のもの）（単位：件）

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
本人	件数	37	45	69	73	93
	割合	14%	15%	20%	23%	24%
配偶者	件数	10	16	19	14	18
	割合	4%	5%	5%	4%	5%
親	件数	10	15	11	12	22
	割合	4%	5%	3%	4%	6%
子	件数	84	92	97	76	84
	割合	31%	30%	28%	24%	21%
兄弟姉妹	件数	38	47	52	36	52
	割合	14%	15%	15%	11%	13%
親族・その他	件数	32	33	39	38	28
	割合	12%	11%	11%	12%	7%
法定後見人等	件数	2	9	4	5	6
	割合	1%	3%	1%	2%	2%
任意後見人等	件数	2	4	2	4	7
	割合	1%	1%	1%	1%	2%
検察官	件数	0	0	0	0	0
	割合	0%	0%	0%	0%	0%
市区町村長	件数	58	49	54	63	81
	割合	21%	16%	16%	20%	21%

※千葉家庭裁判所の自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同、訂正が生じることがあります。

※各年の1月1日から12月31日までに終局した、千葉家庭裁判所市川出張所の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件を対象としています。

※1件の終局事件に複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、本表の総数は、終局事件総数とは一致しません。

※表中の下段の数値は、全体に対する割合である。小数点以下第一位を四捨五入したものであるため、割合の合計が100とならない場合があります。

⑦新規の成年後見等申立に対し、選任された後見人等（本人住所地が船橋市にあるもの）（単位：件）

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
親族	件数	24	43	25	31	25
	割合	15%	23%	15%	16%	11%
弁護士	件数	25	18	18	18	21
	割合	15%	9%	11%	9%	9%
司法書士	件数	39	45	45	67	74
	割合	24%	24%	26%	34%	33%
社会福祉士	件数	22	25	35	44	53
	割合	14%	13%	20%	22%	24%
障害者成年後見支援センター	件数	12	17	13	5	9
	割合	7%	9%	8%	3%	4%
その他	件数	40	42	35	35	41
	割合	25%	22%	20%	18%	18%

※千葉家庭裁判所の自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同、訂正が生じることがあります。

※各年の1月1日から12月31日までの間に認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、調査日（平成28年～令和元年のデータについては令和2年8月20日、令和2年のデータについては令和3年6月30日）現在、本人の住所地が船橋市であるものを対象としています。

※1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の関係別に該当することがあるため、本表の総数は、認容で終局した事件総数とは一致しません。

※表中の下段の数値は、全体に対する割合です。小数点以下第一位を四捨五入したものであるため、割合の合計が100とならない場合があります。

※「障害者成年後見支援センター」欄には、特定非営利活動法人PACガーディアンズが後見人等を務めている件数を計上しています。

※「その他」に含まれるのは、行政書士や特定非営利活動法人PACガーディアンズ以外の法人などです。

⑧成年後見等利用者数（被後見人等の数）（本人住所地が船橋市にあるもの）
（単位：人）

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
後 見	65 歳以上	428	473	517	556	583
	65 歳未満	164	170	166	174	184
保 佐	65 歳以上	102	112	126	134	149
	65 歳未満	56	63	68	69	85
補 助	65 歳以上	13	13	14	21	26
	65 歳未満	7	6	6	8	10
任 意 後 見	65 歳以上	6	5	7	9	11
	65 歳未満	1	1	0	0	0

※千葉家庭裁判所の自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同、訂正が生じることがあります。

※各年の12月31日時点で、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任の審判がされ、その時点で後見人等による支援を受けている本人のうち、調査日（平成 28 年～令和元年のデータについては令和 2 年 8 月 20 日、令和 2 年のデータについては令和 3 年 6 月 30 日）現在、本人の住所地が船橋市であるものを対象としています。「65 歳以上」及び「65 歳未満」の項目は、各年の 12 月 31 日時点での本人の年齢を基準にしています。

＜成年後見制度以外の権利擁護＞

広義な意味での権利擁護は、すべての市民に関して、虐待や消費者被害などの広範囲なニーズに及んでいます。権利擁護支援は成年後見制度に限定されるものではなく、それぞれの困りごとに対して行われるものです。

① 日常生活自立支援事業の利用者数（単位：人）

ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」（社会福祉協議会内）で実施している日常生活自立支援事業は、契約能力があると判断された人が、住み慣れた場所で自立した生活を送るために有効な支援です。法定後見制度と異なり、契約に基づいて利用できるサービスのため、利用者の意思で契約解除が可能です。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	69	59	68	67	73
上記のうち 法定後見へ 移行した人数	5	3	2	4	3

② 高齢者虐待に関する相談件数、通報件数、認定件数（単位：件）

養護者¹による高齢者の虐待に関する相談は、地域包括支援センターで対応しています。以下の表は、地域包括支援センターで対応した件数です。

※下記の数字には施設虐待に関するものは含まれていません。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	1,524	1,904	2,341	3,130	4,726
通報件数	133	151	171	182	225
認定件数	90	93	115	116	149

¹ 養護者…配偶者や子など、高齢者を現に養護する者

③障害者虐待に関する通報受理件数（単位：件）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
養護者 ²	14	19	16	10	15
施設 ³	13	22	6	8	17
使用者 ⁴	1	2	3	2	3

③ 居住支援事業の利用件数（単位：件）

住まいの確保が困難なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人、障害者などを対象に、「住まいるサポート船橋」（船橋市居住支援協議会）が協力不動産店等と連携して、民間賃貸住宅への物件情報や見守りサービスなどの情報提供を行っています。

※平成 29 年 7 月より事業開始

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	-	272	584	714	384
申込件数	-	91	150	193	76
成約件数	-	10	26	54	23

相談件数については、平成 29 年の事業開始以来、年々増加傾向にあり、今後は体制の整備を図っていくことが課題となっています。

² 養護者…障害者を現に養護する者（施設、使用者を除く）。

³ 施設……ここでいう施設は障害者福祉施設従事者等の略したもので障害者福祉施設、障害者福祉サービス事業者等に従事すること。

⁴ 使用者…障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事業について事業主のために行う行為を行うや事業主のため労働者に関する行為をする者のこと。

<権利擁護支援と関連のある相談>

相談機関に寄せられた相談の中には、判断能力が低下している人に対する権利侵害に該当するものが含まれています。

○消費生活センターにおける消費生活相談の実績（年代別受付状況）

（単位：件）

消費生活センターでは、消費者保護の一環として、商品・サービスなど消費生活全般についての苦情や相談を受け付け処理しています。

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
内訳	男性	女性	合計	比率	男性	女性	合計	比率	男性	女性	合計	比率
10代以下	31	26	57	1.1	47	53	100	2.1	74	59	133	2.8
20代	152	194	346	6.6	170	220	390	8.2	209	236	445	9.4
30代	179	244	423	8.0	183	218	401	8.4	228	275	503	10.7
40代	270	399	669	12.7	257	362	619	13.0	295	412	707	15.0
50代	232	490	722	13.8	251	430	681	14.2	317	441	758	16.1
60代	260	727	987	18.8	261	441	702	14.7	289	362	651	13.8
70代以上	575	1,215	1,790	34.1	539	1,111	1,650	34.5	596	656	1,252	26.5
不明	—	—	256	4.9	—	—	233	4.9	—	—	269	5.7
合計	1,699	3,295	5,250	100	1,708	2,835	4,776	100	2,008	2,441	4,718	100

判断能力が低下している人は、訪問販売などで通常より高額な商品やサービス、または、不要な商品やサービスを購入してしまう場合があります。

消費生活センターに寄せられた相談のなかで、認知症高齢者や障害により判断能力が低下している人は一定数いると考えられます。消費生活センターにそのような方からの相談が入った場合には、福祉関係をはじめとする、他の相談機関との連携が大切になってきます。

2 船橋市の課題

＜課題1＞ 権利擁護の考え方や制度が十分に知られていない。

権利擁護支援を必要とする人がいても、周囲の人が「権利擁護」の考え方を知らないとその人の支援の必要性に気づくことができません。また、成年後見制度等に関する認知度も十分であるとは言えない状況です。

＜課題2＞ 制度が利用しづらく、制度を利用する本人がメリットを感じにくいことで、制度の利用につながらない。

成年後見制度の手続きが煩雑であることから、制度を必要としている人であっても躊躇してしまい、利用に結び付かないことがあります。また、制度の利用を支援する仕組みも十分とは言えません。成年後見制度を利用する人にとって、メリットが感じられるように、本人の意思決定支援と身上保護の側面を重視した支援を行っていくことが必要です。

＜課題3＞ 必要な時期、必要な人に必要な権利擁護支援が行き届いていない。

権利擁護支援を必要とする本人や、本人の身近な人が早い段階で相談できる体制が必要です。早い段階で相談を開始することで、事態が複雑化することを防ぐことができ、本人の判断能力があるうちに相談ができることで、その人らしい生き方や支援のあり方を検討することができます。

また、支援が必要な人の状態像はそれぞれであることから、必ずしも成年後見制度を使えばよいということではありません。成年後見制度の活用だけでなく、日常生活自立支援事業など、本人の能力に応じた様々な支援を検討し、本人の希望に則した権利擁護支援が適切に行われることが望まれます。

＜課題 4＞

様々な課題に対応する支援ネットワークが確立されていない。

本市では、年齢や障害の有無等により相談支援の窓口が分かれており、複合的な課題を抱えた人への支援は、各相談機関が連携して取り組む必要があります。しかしながら、その連携をスムーズにし、本人への支援を円滑化するためのネットワークの仕組みがありません。

また、権利擁護支援を必要とする人の中には、支援が必要であると自ら声を上げることができない人もいるため、早期に支援対象者を発見し、相談機関につなげて課題を解決していくための仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）が必要です。

＜課題 5＞

権利擁護に特化し、より専門的な相談に対応できる機関がない。

成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人に対し、現在ある相談機関では対応が難しい場合や、判断に迷う事例に対し、解決するための仕組みと、その仕組みの中核的な役割を担う機関が必要です。

また、各相談機関が困難を感じたときに専門的なアドバイスを受けられる仕組みと、成年後見人等が困難を感じたときにアドバイスを受けることができる仕組みが欲しいという声があります。

第3章 船橋市の基本方針と施策の展開

1 計画の基本理念・基本目標

1-1 計画の基本理念

みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋。

- 支援の輪の中では、すべての市民が主役です。
- 支援する人、される人、それをつなぐ人、すべての市民にそれぞれできることがあります。
- すべての市民が、自分らしい生き方を選択できるまちを目指します。

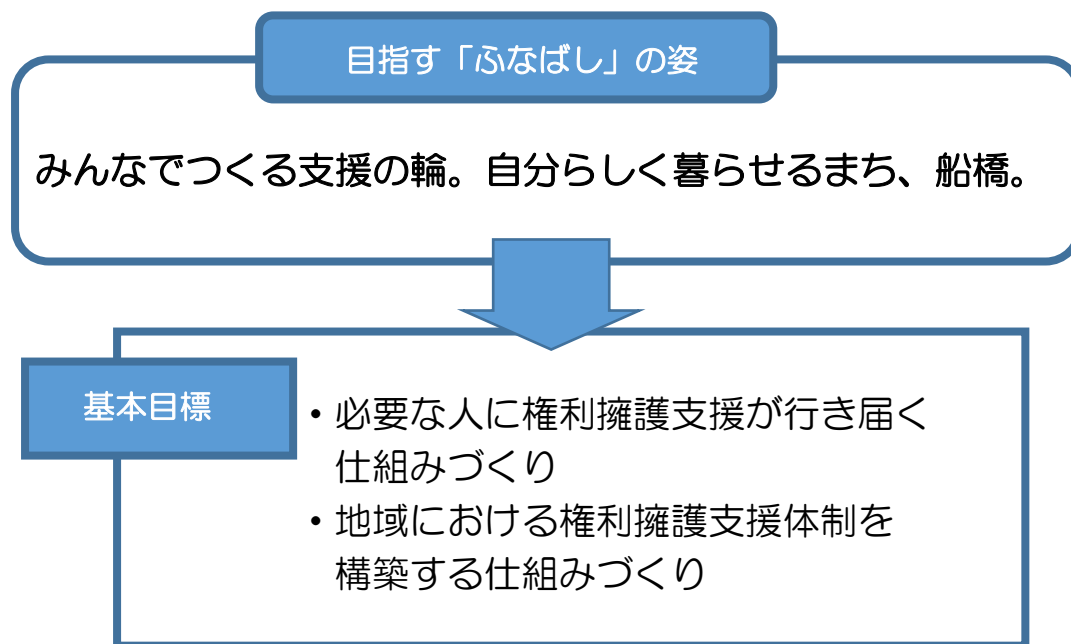
1-2 計画の基本目標

- 必要な人に必要な権利擁護支援が行き届く仕組みづくり
- 地域における権利擁護支援体制を構築する仕組みづくり

2 実現に向けた具体的な取り組み

2-1 課題の解決に向けた取り組み

船橋市の課題	
課題1	権利擁護の考え方や制度が十分に知られていない
課題2	制度が利用しづらく、制度を利用する本人がメリットを感じにくいことで、制度の利用につながらない
課題3	必要な時期、必要な人に必要な権利擁護支援が行き届いていない
課題4	様々な課題に対応する支援ネットワークが確立されていない
課題5	権利擁護に特化し、より専門的な相談に対応できる機関がない



取り組みの体系

基本方針	施 策	具体的な取り組み
1. 市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備 課題1 課題2 課題3	1 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 相談支援体制の整備 (3) 親族後見人の普及や後見人支援の推進 (4) 意思決定支援や身上保護を重視した運用
	2 幅広い権利擁護支援における事業の展開	(1) 権利擁護における自己選択や、共助の取組の推進 (2) 日常生活自立支援事業の利用推進 (3) 身寄りのいない人への支援
2. 権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築 課題3 課題4	1 地域連携ネットワークの構築	(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備 (2) 本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備
3. 中核機関の設置と環境整備 課題5	1 中核機関の設置・運営	(1) 権利擁護支援における中核となる機関の設置
	2 権利擁護における人材育成と地域資源の整備	(1) 権利擁護支援に携わる人材の育成 (2) 法人後見の普及、育成、支援

2-2 施策内容

基本方針 1. 市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備

権利擁護に関連した制度や考え方の普及と利用者がメリットを感じられる体制の構築を図ります。

【施策 1】 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上

成年後見制度の認知度は低く、制度自体が複雑で利用につながりにくい現状があります。また、成年後見制度を利用するにあたってのメリットやデメリットが分かりづらく、制度を利用したほうが良いのかどうかの判断が難しいのが現状です。まずは制度について正しい知識を市民や支援者が持ち、本当に制度が必要な人に適正に利用してもらうため、制度の周知を図り、相談体制や支援体制の構築を行っていきます。また、制度の普及啓発と合わせ、利用者が安心して利用できるように、本人の尊厳や意思決定を尊重した制度運用となるよう、働きかけを行っていきます。

（1）広報・啓発活動の推進

制度を正しく理解し、必要な人に必要な制度活用を目指すため、権利擁護や成年後見に関するパンフレットを作成、配布し、市民への周知に努めます。

また、講演会等を実施することにより市民や本人を取り巻く支援者に対して啓発を行っていきます。

《具体的な取り組み》

① パンフレット配布

市内の各所にパンフレットを配備し、市民に対して普及啓発を行います。

② 講演会の実施

市民向け講演会を実施し、成年後見や権利擁護等の普及や理解促進に努めます。

（2）相談支援体制の整備

権利擁護支援における相談支援体制の構築を行っていきます。

船橋市には既に、高齢者や障害者、生活困窮等に関する様々な相談機関

が整備されています。最終的に成年後見制度を利用する方でも、はじめの困りごとは介護や障害の問題や、生活の困窮の問題、消費者被害など様々です。個人の様々な問題に対して既存の相談機関で話を伺う中、権利擁護の支援が本人の課題のひとつとして浮かび上がることも少なくありません。

船橋市では各々の専門性が高い既存の相談機関を活用し、その相談窓口で本人の困りごとを受け止め、本人の様々な生活課題の中で、権利擁護の問題が生じたときに、本人や支援者を支えることができる体制を作っていきます。

《具体的な取り組み》

○ 相談窓口の整備

権利擁護支援や成年後見制度に関する、市民や本人を取り巻く支援者を支える相談窓口（中核機関 p44 参照）を整備します。また、船橋市には既に高齢者や障害者、生活困窮者等の専門の窓口が整備されているため、既存の相談窓口で様々な相談を受け止めつつ、様々な課題に応じて有機的な連携を取る体制を整えていきます。（下記参照）

～相談機能の体系～

^{ゼロ} 〇次相談（気づき）：権利擁護支援のニーズをキャッチする地域資源

権利擁護支援の対象者は、認知症や知的障害、精神障害によって判断能力が十分でないため、適切なサービスを選択、決定、契約することができません。また、自ら助けてほしいと声を上げられない人も多く存在します。そのため、対象者の周囲にいる地域の人がいち早く、本人の必要とする支援に気がつき、重篤な事態に陥る前に適切な支援ができる相談機関へとつなげていくことが重要になります。本人が抱える課題（本人の困りごと）には、生活が困窮している、住宅がない、消費者被害にあっている、公共料金を滞納している、虐待を受けている等、様々な理由によるものが考えられます。

^{ゼロ} 〇次相談の例

- ・本人 ・家族 ・地域住民 ・民生委員 ・金融機関 ・ケアマネジャー
- ・福祉サービス事業所（施設も含む） ・地域包括支援センター
- ・地区社協 ・消費生活センター ・警察 など

一次相談機関：多様な権利擁護支援ニーズの窓口となる機関

本人や家族、地域の関係者が本人の抱える困りごとに気がついたら、相談機関へ相談します。まずは本人に必要と思われる相談機関へつなぐこととなります。本市では、すべての市民に、支援を必要とする人と支援をする相談機関をつなぐ役割を担ってもらうことを目指します。一次相談機関では、相談を通してその人の実態を把握していきます。そうすると、最初の困りごと（主訴）とは違った課題が複数見えてくることが多くあります。本人が抱える多様な課題に対して、関連する相談機関が複数連携しながら支援していくこととなります。

一次相談機関の例（各相談機関の説明についてはp50～参照）

- ・地域包括支援センター ・障害者（児）総合相談窓口
- ・基幹相談支援センター ・障害者成年後見支援センター
- ・「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」
- ・障害者虐待防止センター ・医療機関
- ・ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」
- ・法律に関連する専門職団体（弁護士、司法書士等） など

二次相談機関：権利擁護支援におけるより専門的な相談機関

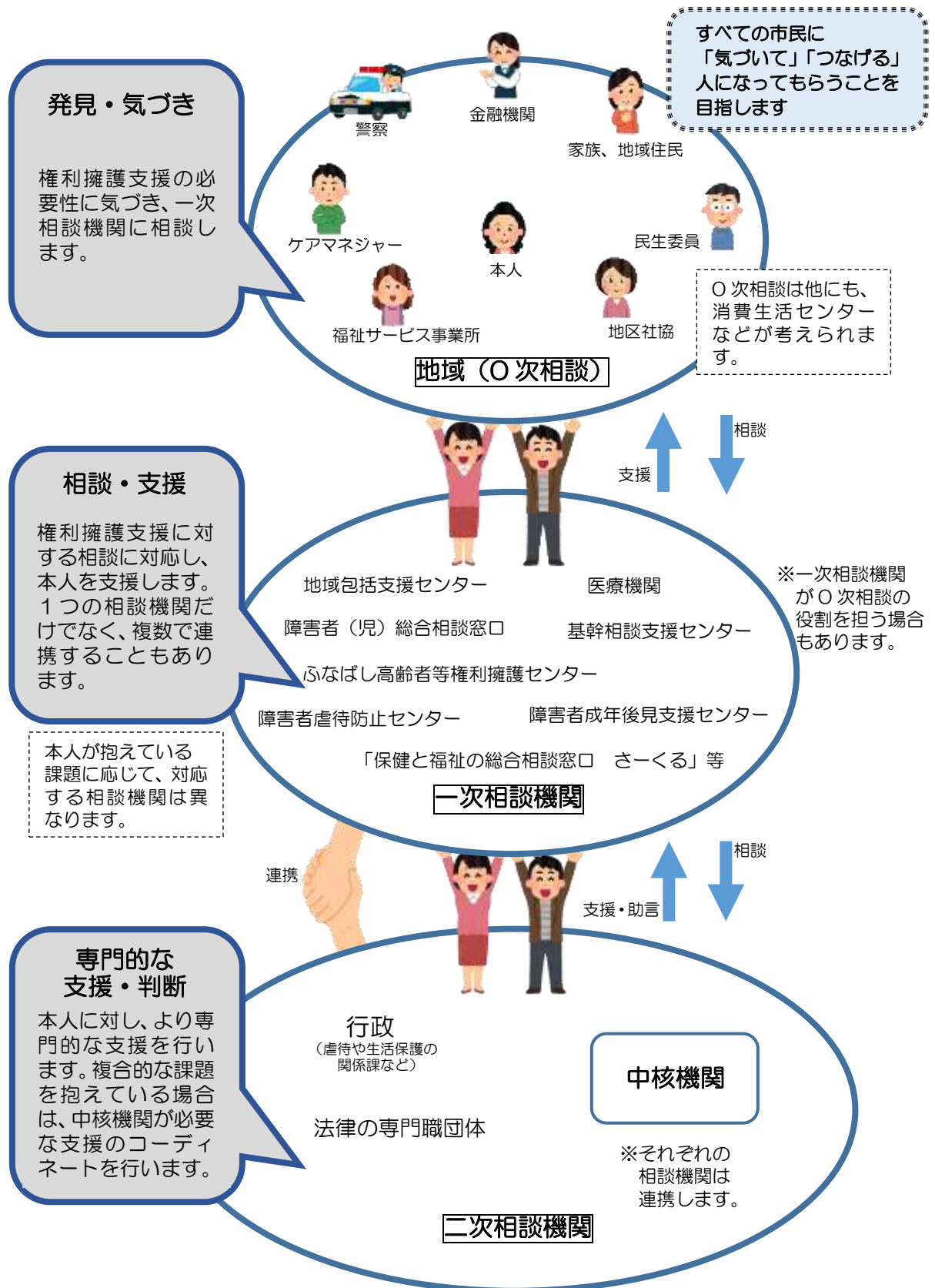
二次相談機関では、一次相談機関からの相談に応じ、より専門的な助言や指導を行っていくとともに、権利擁護支援の方針について検討や専門的判断を行っていきます。また、本人が抱える多様な課題を整理し、本人の困りごとに対してさらに適切な機関につなぐ役割も担います。

二次相談機関の例

- ・行政（虐待対応担当課、成年後見制度の市長申立担当課）
- ・法律に関連する専門職団体（弁護士、司法書士等）
- ・中核機関【新設】

※船橋市では DV や虐待等に関する権利擁護の問題については専門の相談窓口が整備されております。今回新たに作る権利擁護支援の相談窓口にて虐待の情報をキャッチした場合、適切に関係機関につなぎ、連携を図っていきます。

<権利擁護における相談体制イメージ図>



(3) 親族後見人の普及や後見人支援の推進

親族後見人は専門職後見人（弁護士や司法書士等）と比較して少ない現状があります。本人の意思を汲み取り、本人らしい人生を送るためには、長年本人を身近に見てきた親族の役割が重要になるところです。

親族による後見人の申立てや後見人になった後のサポートをすることで親族後見人の普及推進を行っていきます。

また、親族をはじめ後見人になった人をサポートする体制が現在ありません。相談体制の整備とともに、専門職・団体による法律相談・生活相談に対応できる体制整備を行っていきます。

《具体的な取り組み》

○ 専門職による相談体制の整備

専門職による専門相談等の体制を整備していきます。

(4) 意思決定支援や身上保護を重視した運用

権利擁護の支援を行うにあたっては本人の意思決定や身上保護の在り方が重要です。本人が安心して制度利用できるよう、本人の能力に応じた周りの人のサポートや制度活用が必要です。

日常生活自立支援事業や任意後見制度、法定後見制度の補助や保佐の活用等、本人の能力に応じたサービスや制度活用を推進していきます。

また、成年後見人がついた後でも、後見人が適切に本人の身上保護を行えるよう後見人支援の整備を行うとともに、意思決定支援や身上保護の在り方についての啓発活動を行っていきます。

《具体的な取り組み》

① 市民や後見人に向けた意思決定支援等の考え方の普及啓発

後見人が適切に意思決定支援や身上保護を行えるよう、考え方の普及啓発の方法について検討していきます。

② 専門職向けの研修会

専門職に向けて、成年後見制度の理解を深めるための研修や、意思決定支援等の研修を検討していきます。

【施策2】 幅広い権利擁護支援における事業の展開

権利擁護は成年後見制度を整備すれば事足りるわけではありません。市民が自分らしく生き生きとした人生を送るために、万が一判断能力が低下したときに備え、あらかじめ準備をしておくことが大切です。また、判断能力が衰えても市民が様々な選択ができるように、成年後見の利用促進にとどまることなく、幅広い権利擁護支援に関連する事業展開を検討します。

（1）権利擁護における自己選択や、共助の取組の推進

市民が判断能力の低下に備えて、自身で自らの生き方について選択、決定できるように啓発を行っていきます。また、市民全体に権利擁護支援について知ってもらうことで、共助を促し、地域において困っている市民を発見し、支援に繋がられるような働きかけを、前述した広報活動や、相談支援を通して行っていきます。

《具体的な取り組み》

① エンディングノートの普及

市民にエンディングノートを配布していきます。

② ライフエンディングサポート事業の実施を目指す体制整備の検討

権利擁護支援として船橋市のライフエンディングサポート事業の実施を目指すため、体制の整備、研修や啓発等検討していきます。

（2）日常生活自立支援事業の利用推進

日常生活自立支援事業は福祉サービス利用援助とともに、財産管理や財産の保全を行います。法定後見制度とは違い、本人の判断能力があるうちに、本人との契約に基づき利用するものです。成年後見制度利用の前の段階で利用するサービスとして、権利擁護支援の重要なツールのひとつであるため、事業の推進を行えるよう、支援を行っていきます。

《具体的な取り組み》

○ 日常生活自立支援事業の活用

支援対象者の判断能力が不十分であるが、早期の段階で制度活用等が必

要と見込まれる場合、保佐、補助といった成年後見制度の活用に限らず、日常生活自立支援事業の利用で支援可能か検討を行うなど、適切な支援体制を構築します。

また、日常生活自立支援事業の利用者が判断能力の低下による成年後見制度への移行がスムーズに行えるよう、社会福祉協議会と中核機関（p44）の連携方法について協議していきます。

（３）身寄りのいない人への支援

身寄りがいないために、生じる権利擁護の問題に対しての対策を検討していきます。身寄りの支援が受けられない場合、住まいの確保が困難になり、更には必要なサービスを受けられないという事態が発生する場合があります。身寄りがいなくても不利益を被ることがないように、判断能力が低下した方に対して成年後見の市長申立てや、居住支援事業の推進を検討していきます。

また、身寄りのいない人など権利擁護支援を必要とする人の中には、孤独、孤立の問題を抱えている人がいます。制度による対応だけではなく、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援等も検討していきます。

《具体的な取り組み》

① 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が必要となった場合、自身で申立てができない状態である場合、通常本人の親族が申立てを行います。中には身寄りがいない方もいらっしゃいます。身寄りがいない方に対して、申立ての必要性があるときには船橋市が家庭裁判所へ申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって必要となる費用を負担することが困難な人に対して、市が後見人等への報酬助成を行います。

② 居住支援事業など

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、低所得者等）が民間賃貸住宅への転居を希望していても、賃貸人側に「家賃の滞納」や「居室内での死亡事故」などの不安があることから、物件を見つけることが難しい状況にあります。こうした問題に対して居住支援事業の推進や民間団体の活用、場合によっては成年後見制度の活用を検討しながら、住宅確保要配慮者の権利擁護支援に努めていきます。

③ 社会参加や地域で支える仕組みづくりの推進

身寄りがいない人は孤独や孤立の問題を抱えている人がいます。既存の制度や事業を活用しながら、新しい支援策を検討していきます。また、地域ケア会議⁵等の仕組みを活用しながら、身寄りがいない方に対する社会参加等、地域で支える仕組みづくりを推進していきます。

⁵ 地域ケア会議・・・・・・高齢者分野における、個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めていく手法。地域住民の代表や、社会福祉協議会、地域の医師などを構成員とし、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが事務局となり運営を行っている会議。地域づくりのため、認知症の支え合いを題材とした医療講演や、高齢者の閉じこもり防止のため、社会参加を促進するイベント等の企画運営を行っている。

基本方針 2. 権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築

多様な困りごとを、早期発見・早期支援につなげて、地域の関連機関によるネットワークを構築することで、権利擁護の包括的な支援体制の構築を目指します。

【施策 1】 権利擁護を支える地域連携ネットワークの構築

本人の抱える課題は多様であり、お金のこと、法律に関すること、医療に關すること、介護などの福祉に關することなど、複数の課題が複雑に絡み合っている場合も少なくありません。本人や本人を支える地域への権利擁護支援のためには、司法、医療、福祉等、様々な職種との連携が不可欠です。その基盤として、本人や地域に対して包括的な支援を行えるよう、地域と様々な専門性を持った職種が連携する仕組みづくり（地域連携ネットワーク）を推進します。

（1） 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備

判断能力が低下すると、自身に起こっている問題に気づかない、対処方法が解らず、自ら助けを求めることができないということが生じます。そのため、本人を取り巻く周りの人達が、いち早く異変に気づき、身近な支援機関に繋げることが重要です。地域の人々が助けを必要としている人に気づき、支援に繋げ、相談を受けた機関は様々な機関と連携して本人の課題解決に当たっていけるよう、支援の連携ネットワークの構築を推進します。

《具体的な取り組み》

○ 地域連携ネットワーク推進のための協議会の設置

支援ネットワーク構築のため、司法・医療・福祉等の専門職や権利擁護支援の関係機関を含めた協議会を設置します。

（2） 本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備

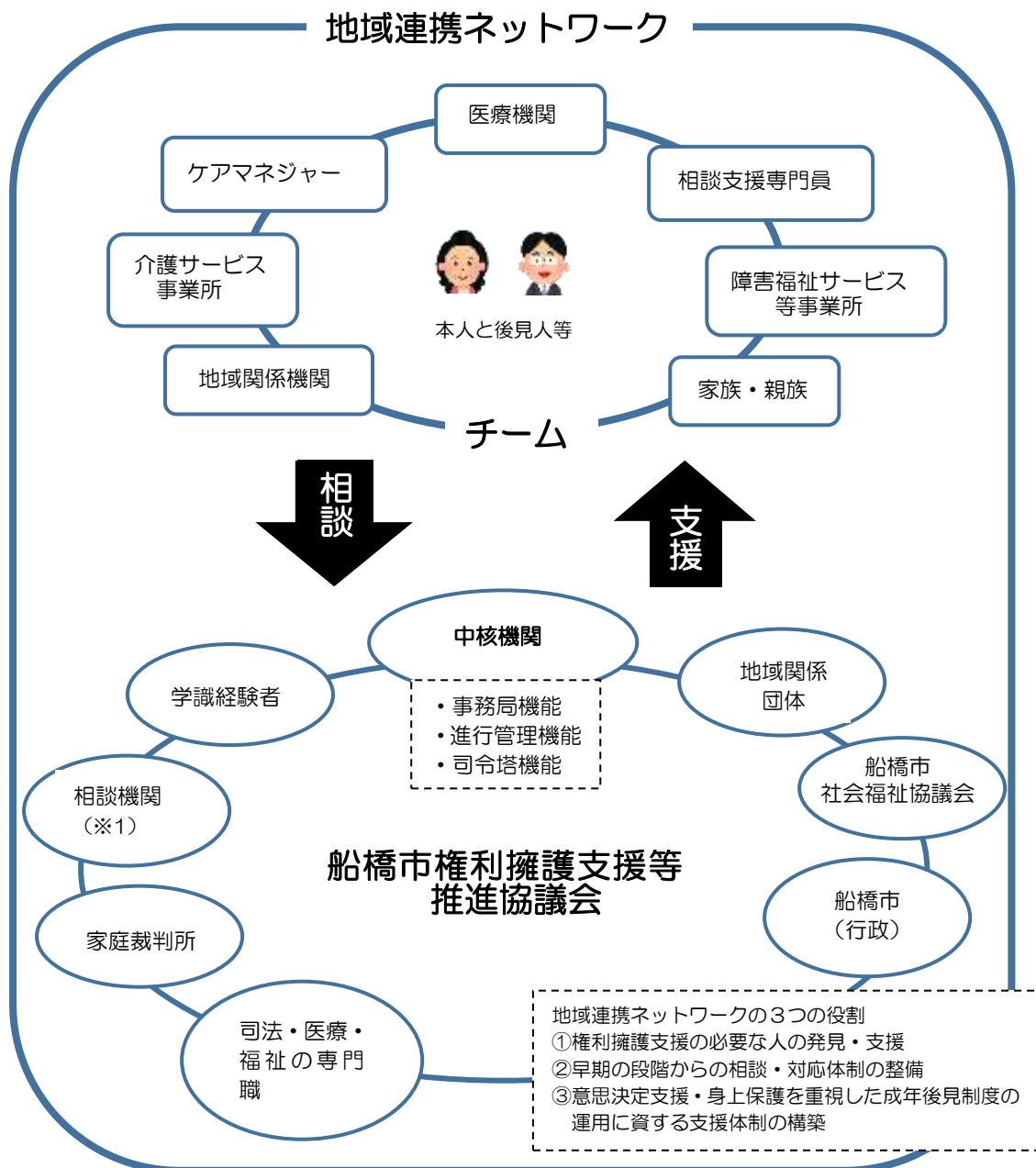
地域の人々や、本人を取り巻く身近な相談機関などの支援の関係者に対して、バックアップ体制の構築を行います。既存の様々な権利擁護に關する相談機関に対して、権利擁護の理解を深め、権利擁護課題に対する対応力向上のため、啓発や助言、連携等行える仕組みづくりを行います。

《具体的な取り組み》

○ 事例検討や専門職による相談体制の整備

権利擁護における対応困難ケースに対応するため、既存の相談機関をバックアップする仕組みを作ります。

＜船橋市の「地域連携ネットワーク」と「チーム」のイメージ図＞



※1 一次相談機関を指します。(一次相談機関の例は p36 を参照してください。)

基本方針3. 中核機関の設置と環境整備

権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核的な役割を担う機関（中核機関）を設置し、権利擁護に関する人材育成と資源を整備します。

【施策 1】 中核機関の設置・運営

成年後見制度の利用促進や権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、協議会を適切に運営していくためには、その中核を担う機関が必要です。

地域連携ネットワークにおける中核機関では、協議会の事務局を担う「事務局機能」、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を担う「司令塔機能」、権利擁護支援の方針、本人にふさわしい成年後見制度の利用、モニタリングやバックアップについて検討や専門的判断を担保する「進行管理機能」を担っていきます。

（1） 権利擁護支援における中核となる機関の設置

権利擁護支援の中核的な役割を担う、機関の整備を行っていきます。国における成年後見制度利用促進基本計画においては、成年後見制度における①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を担うことが示されています。

船橋市においては中核機関における機能を段階的に整備することとし、まずは①広報機能、②相談機能を優先して整備していきます。

③成年後見制度利用促進機能及び④後見人支援機能については、機能の一部を実施しつつ、他の権利擁護支援の整備状況を見ながら機能拡充について検討していきます。

中核機関の4つの機能

① 広報機能

成年後見制度そのものがあまりよく知られていないので、制度を利用する本人に向けた啓発活動とともに、制度を必要としている人を地域の中で発見し、早期の段階で支援につなげる事の重要性を多くの市民に理解してもらえるよう、パンフレットや市民向け講演会などの広報・啓発活動をしていきます。

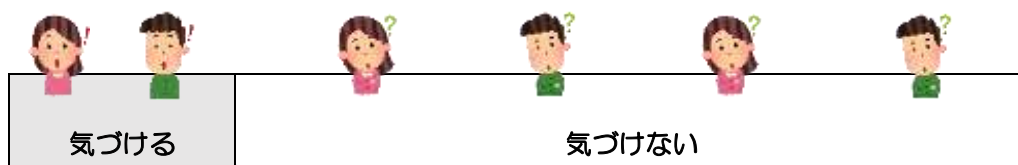
<中核機関の広報機能について>

「気づき」につなげるためには、まずは制度を知ってもらう必要があります。支援を必要としている人が抱えている課題（困難）にいち早く「気づく」のは、本人にとって身近な地域の人などです。

成年後見制度等の権利擁護支援について



権利擁護支援の必要性に



広報によって、成年後見制度等を知っている人を増やすことで、権利擁護支援の必要性に気づける人を増やすことにつながります。



一次相談機関へ

※一次相談機関については、p36 を参照してください。

「気づき」から適切な支援へとつなげていくためには、船橋市の相談機関（一次相談機関と中核機関）について広報し、知っていただく必要があります。

②相談機能

地域包括支援センター、障害者成年後見支援センターをはじめ、既存の各種相談機関と連携し権利擁護支援が必要と思われる人の相談や関係者からの相談に対応していきます。

③成年後見制度利用促進機能

受任者調整（マッチング）等の支援や後見人等の担い手の育成、日常生活自立支援事業等関連の制度からのスムーズな移行を支援する機能をいいます。具体的には、家庭裁判所が後見人を選任する際に、専門職団体や関係機関のアドバイスを受けながら後見人候補者を推薦することや、市民後見人養成講座の実施などが考えられます。

④後見人支援機能

後見人等からの相談の受け皿としての機能のことです。法律や福祉の専門的知見が必要な場合は、それぞれの専門職団体から協力が得られるような仕組みを作ります。

後見人を支え、孤立させない仕組みを整備することで、後見人候補者が後見人を受任しやすい環境を整えることができ、同時に後見人の適正な後見事務の遂行や不正防止に繋げることができます。

【施策 2】 権利擁護における人材育成と地域資源の整備

認知症や障害は誰もがなりうるものであることから、権利擁護の問題について市民に広く知ってもらう必要があります。

地域で権利擁護ニーズに気づき相談に繋げる人、相談を受けたら実際に支援をする人等、市民それぞれの立ち位置で役割が違い、それぞれの立場での意識醸成や対応力向上が必要と考えます。

また、権利擁護の支援者の数は現在充実しているとは言い切れません。船橋市では権利擁護における幅広い権利擁護支援における人材育成を検討していきます。併せて、個人への働きかけだけでなく、法人後見人など、権利擁護の支援機関を増やす働きかけも検討していきます。

(1) 権利擁護支援に携わる人材の育成

成年後見制度の周知だけではなく、地域で困っている人がいたら、その問題に気づき、身近な相談機関に相談してもらえるよう、市民に対する意識醸成を推進します。また、同時に権利擁護支援の担い手を増やすための施策を検討していきます。これまで研修に参加した人や、今後研修に参加する人が、権利擁護支援に積極的に携わってもらえるよう、活躍の場の提供やマッチングの方法等を検討します。

直接権利擁護の支援を行う専門職や相談機関に対しては対応力や支援の質の向上を行えるよう、中核機関がバックアップを行える体制を整えていきます。

《具体的な取り組み》

○ 権利擁護サポーター養成講座（仮）（現 市民後見人養成講座）

権利擁護サポーター養成講座を行い、権利擁護支援に対する担い手を増やしていきます。

(2) 法人後見の普及、育成、支援

法人後見とは、社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人になることを言います。法人後見では法人の職員が法人を代理して後見事務を行いますので、担当している職員が何らかの理由でその事務が行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるメリットがあります。また、様々な専門職を法人に配置することで、様々な専門的な視点から本人の後見業務を行うことができます。

継続性や専門性を必要とする事案に対して有効とされていることから、権利擁護支援の重要な担い手のひとつとして育成、支援を検討していきます。

《具体的な取り組み》

① 船橋市障害者成年後見支援センターによる法人後見の実施

船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、障害者に特化した後見人の受任、相談、啓発等を引き続き行います。

② 法人後見への支援

障害者のみならず、高齢者も対象とした新たな法人後見の立上げ支援や運営の助言などを、中核機関や協議会、既に実績を積んでいる船橋市障害者成年後見支援センターを通して支援策を検討していきます。

2-3 船橋市が取り組む段階的な整備について

船橋市においては、本計画の策定や権利擁護支援の推進を目的とし令和3年度より船橋市権利擁護支援等推進協議会⁶を開催してきました。令和4年度から地域包括ケア推進課内に中核機関を設置し、中核機関の4つの機能（p44～p46）について段階的な整備を進めていきます。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域連携ネットワークの構築	令和 3 年度より構築開始 令和 4 年度より順次、地域連携ネットワークの拡大を図る				
船橋市権利擁護支援等推進協議会の開催	年に 2 回開催				
中核機関の整備 （広報機能）	・パンフレットの作成、配布 （内容の工夫と効果的な配布） ・市民向け講演会の開催		専門職研修の開催		
中核機関の整備 （相談機能）	二次相談機関の設置				
中核機関の整備 （成年後見制度 利用促進機能）	適正な成年後見制度の活用 や権利擁護支援の実施		受任調整 の検討		
中核機関の整備 （後見人支援機能）	後見人からの 相談対応		地域連携ネットワークを通じて適切な意思決定支援、身上保護が実現できるように関与		

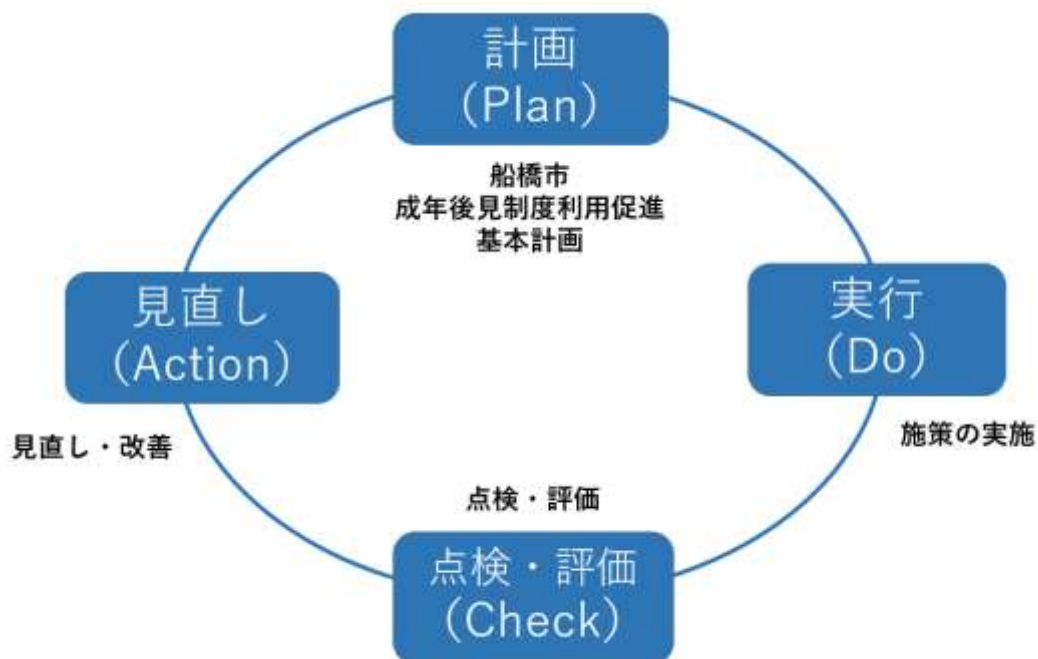
⁶ 船橋市権利擁護支援等推進協議会・・・・・・学識経験者や司法・医療・福祉等の関係者より構成。権利擁護支援の推進と地域連携ネットワークの構築を目的としています。

3 計画の評価及び進行管理

学識経験者や司法・医療・福祉等の専門職団体で構成する「船橋市権利擁護支援等推進協議会」において、「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗状況の把握と管理を行っていきます。

また、各種施策についても、実施、点検・評価、見直し・改善していくという「PDCA」のサイクルに沿って「船橋市権利擁護支援等推進協議会」で管理を行っていきます。

<PDCAサイクルイメージ>



第4章 資料編

1 船橋市の相談機関

権利擁護支援と関連のある市内に設置されている相談機関をご紹介します。

地域包括支援センター（所管：地域包括ケア推進課）

高齢者のための総合相談窓口です。介護や福祉、医療、健康、認知症などのさまざまな相談に応じるほか、高齢者の権利を守るため、虐待防止への取り組みや成年後見制度の活用に関しての相談も受け付けています。

障害者成年後見支援センター（所管：障害福祉課）

船橋市が援護を行う（法律に基づき支援をする）知的障害や精神障害のある人及びそのご家族に対して、成年後見制度に関する相談を行っています。

障害者虐待防止センター（所管：障害福祉課）

虐待を受けていると思われる障害者についての通報や届出の受理、また障害者虐待に関する相談等を受け付けます。その他に、障害者虐待の防止に向けた取り組みとして、障害者虐待及び被虐待者や養護者に対する支援に関する広報・啓発活動を行っています。

いなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」（所管：船橋市社会福祉協議会）

判断能力が十分でないために適切なサービス提供を受けられない方々に対して、専門員が福祉サービスの利用援助を行います。福祉サービスの利用に伴う援助のほか、日常的な金銭管理のサービス、通帳などを保管する財産保全のサービスを行っています。（金銭管理、財産保全のみの利用はできません。）

障害者（児）総合相談窓口（所管：障害福祉課）

障害者が地域で暮らしていくなかで起こる困り事や悩み事に関する相談を受けながら、より良い暮らしが送れるよう、相談者に可能な限り寄り添う伴走型の支援を行います。また、障害者本人だけでなく、ご家族や介護者からの相談にも応じ、情報提供や助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のために必要な援助を行っています。

基幹相談支援センター（所管：障害福祉課）

障害福祉に係る相談支援事業所の中核的な役割を担う事業所として設置しています。困難事例などの専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進のほか、地域生活支援拠点システムにおける相談機能の中心として位置づけられています。

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」（所管：地域福祉課）

経済的な心配、家族のこと、福祉サービスのことなど、いろいろな問題が絡み合って、どこに相談したらよいかわからない人の相談窓口です。

社会福祉士などの専門家が相談に応じ、解決の道順や方法を本人と一緒に考え、悩みの解決に向けたお手伝いをしています。

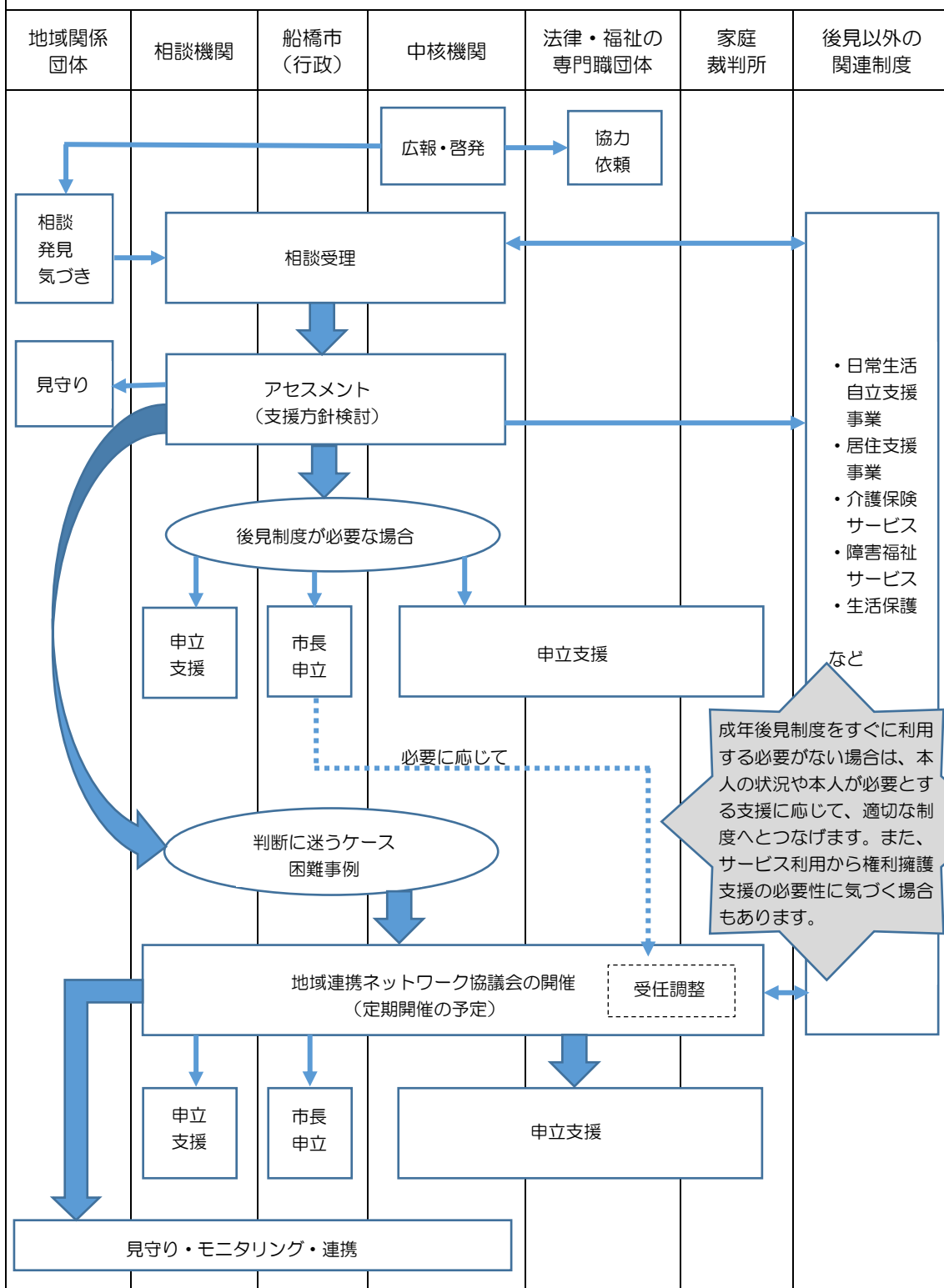
住まいるサポート船橋（所管：船橋市社会福祉協議会）

住まい探しでお困りのひとり暮らし高齢者の方などへ物件の情報提供や賃貸借契約時の同行、入居後の見守り、身じまいサービスなどの居住支援サービスを提供することで、住まい探しから入居後までをサポートしています。

消費生活センター

商品・サービスや契約に関する苦情・トラブル等、消費生活についての相談受付と、解決のための助言等を行っています。ほかにも、消費者被害の未然防止と、適正な計量の実施を図るため、各種啓発・検査事業や情報の収集・提供を行って、市民の消費生活の安定と向上に努めています。

中核機関と各関係機関の連携フロー図



※「相談機関」は、一次相談機関を指します。

2 船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市権利擁護支援等推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害がある者の権利擁護に係る仕組みづくりのため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）について策定するとともに、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援における中核的な実施機関（以下「中核機関」という。）の設置運営及び、司法・医療・福祉を含めた地域連携ネットワークの構築を検討するため、船橋市権利擁護支援等推進協議会（以下協議会）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は次の事項につき、検討する。

- (1) 船橋市の権利擁護支援に関すること。
- (2) 基本計画についての検討及び作成に関すること。
- (3) 成年後見制度利用促進に関すること。
- (4) 中核機関の設置、運営及び体制に関すること。
- (5) 船橋市の権利擁護支援に関わる関係機関等の連携強化、意見・情報交換に関すること。
- (6) 事例に基づく制度変更の検討、関係機関等の調整に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第4条 協議会の委員の定数は20人以内とする。

2 次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 司法書士
- (4) 社会福祉士
- (5) 船橋市障害者成年後見支援センターの職員
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 行政書士
- (8) 船橋市社会福祉協議会の職員
- (9) 行政関係機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
3 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 千葉家庭裁判所に属する者
(2) 委員以外の委員所属団体に属する者
(3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持等)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(書面開催)

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(災害補償)

第10条 協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、健康福祉局健康・高齢部地域包括ケア推進課が行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

3 船橋市権利擁護支援等推進協議会委員名簿

	区分	団体又は所属等	氏 名
会長	学識経験者	全国権利擁護支援ネットワーク 代表	佐藤 彰一
副会長	司法書士	成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部	矢部 智之
委員	弁護士	千葉県弁護士会千葉支部	森本 亨
委員	社会福祉士	千葉県社会福祉士会 会長	澁澤 茂
委員	船橋市障害者成年後見支援センター職員	船橋市障害者成年後見支援センター センター長	野口 友子
委員	精神保健福祉士	千葉県精神保健福祉士協会 理事	赤堀 久里子
委員	行政書士	コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部 千葉県支部長	原田 裕仁
委員	社会福祉協議会 職員	船橋市社会福祉協議会 事務局次長	丸山 恭平

船橋市成年後見制度利用促進基本計画

発行日：令和4年（2022年）3月

発行：船橋市

編集：健康福祉局健康・高齢部地域包括ケア推進課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

TEL：047-436-2558 FAX：047-436-2885

